

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]						
<p>附 則（平成 28 年 8 月 3 日経企第 677 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 8 月 5 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （はじめてスマホ割キャンペーンの適用）</p> <p>3 この改正規定実施の日から平成 28 年 10 月 31 日までの間において、F O M A 契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、その F O M A 契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間、利用していると当社が認めるものに限ります。）の解除と同時に新たに X i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及び X i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限ります。）を締結した者からその X i 契約の締結と同時に申出があったときは、はじめてスマホ割キャンペーン（第 4 項第 2 号の規定により、らくらくバック等（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するらくらくバック、シングルバック又はファミリーシェアバックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 23 暦月の間の X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）</td> <td style="text-align: right;">1,520 円</td> </tr> <tr> <td>X i カケホーダイライトプラン</td> <td style="text-align: right;">850 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出があったときは、その申出を行った X i 契約者に係る X i が、その X i 契約の締結と同時に、次の(1)から(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。</p> <p>(1) 当社と定期契約を締結している X i 契約に係るものであること又は料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。</p> <p>(2) らくらくバック等を選択すること又は共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）であること。</p> <p>(3) X i の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）以外であること。</p> <p>5 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けている X i について、その X i 契約者から、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。</p> <p>(1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外となったとき。</p> <p>(2) らくらくバック等の廃止があったとき。</p> <p>(3) その X i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にらくらくバック等を選択する場合を除きます。）。</p> <p>(4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。</p> <p>(5) X i の電話番号保管があったとき。</p>	区 分	割 引 額	X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,520 円	X i カケホーダイライトプラン	850 円	
区 分	割 引 額						
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,520 円						
X i カケホーダイライトプラン	850 円						

(6) X i の契約者名義が法人となったとき。

(7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

6 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてははじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてははじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、その X i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてははじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

8 はじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、ドコモの学割 2016（経企第 1689 号（平成 28 年 1 月 20 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）、ドコモの学割 2016（家族）（経企第 1719 号（平成 28 年 1 月 28 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）、U25 応援特割キャンペーン（経企第 1586 号（平成 27 年 1 月 27 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）、U25 応援特割キャンペーン（家族）（経企第 1586 号（平成 27 年 1 月 27 日）の附則第 8 項に規定するものをいいます。）、光スマホ割キャンペーン（経企第 1665 号（平成 27 年 2 月 12 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第 94 号（平成 27 年 4 月 16 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）及びドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第 1140 号（平成 27 年 9 月 16 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）に規定する減額を適用しません。